

日本糖尿病対策推進会議規約

平成17年 2月 9日制定
平成17年12月26日改正
平成19年 8月 8日改正
平成20年 2月27日改正
平成22年 2月 7日改正
平成22年 8月 6日改正
平成24年 9月18日改正
平成25年 3月18日改正
平成25年 5月13日改正
平成25年 5月27日改正
平成25年 7月11日改正
平成26年 3月27日改正
平成27年 8月10日改正
平成27年10月 2日改正
平成27年12月 8日改正
令和 元 年5月 7日改正

(目 的)

第1条 日本糖尿病対策推進会議（以下「推進会議」という。）は、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 推進会議は、前条の目的に賛同する別紙幹事団体及び構成団体（以下「構成する団体」という。）をもって構成する。
なお、幹事団体の賛同のもと協力団体を置くことができるものとする。また、都道府県、及び市区町村においても、糖尿病対策推進会議を設置することができるものとする。

(組 織)

第3条 推進会議に総会、推進会議運営の企画・調整を行う常任幹事会、及び幹事会を置く。
総会は、役員、構成する団体の各都道府県代表者をもって構成する。

(役 員)

第4条 推進会議に会長、副会長、常任幹事、及び幹事を置く。
2. 会長及び副会長は、幹事団体の互選による。
3. 常任幹事は幹事団体からの推薦により、幹事は構成団体からの推薦による。
4. 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

(会 議)

第5条 総会、常任幹事会、及び幹事会は必要に応じ随時開催するものとする。

(細 則)

第6条 本規約に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、常任幹事会の議を経て別に定めることができる。

(庶 務)

第7条 推進会議の庶務は、会長に選任された幹事団体の事務局が担当する。

日本糖尿病対策推進会議を構成する団体

【幹事団体】

日本医師会

日本糖尿病学会

日本糖尿病協会

日本歯科医師会

【構成団体】

健康保険組合連合会

国民健康保険中央会

日本腎臓学会

日本眼科医会

日本看護協会

日本病態栄養学会

健康・体力づくり事業財団

日本健康運動指導士会

日本糖尿病教育・看護学会

日本総合健診医学会

日本栄養士会

日本人間ドック学会

日本薬剤師会

日本理学療法士協会

日本臨床内科医会